

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

海・山・温泉 人が輝く、夢と温もりの郷計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

兵庫県

兵庫県美方郡新温泉町

### 3 地域再生計画の区域

兵庫県美方郡新温泉町の全域

### 4 地域再生計画の目標

本計画区域である美方郡新温泉町は、兵庫県の最北西部に位置する2町が平成17年10月に合併した新しい町である。

北は日本海、西は鳥取県に接する地域で、内陸部は1,000メートル級の山が立ち並び、山陰海岸国立公園、氷ノ山・後山・那岐山国定公園、但馬山岳県立自然公園等の自然公園指定区域が約5割を占める。また、今からおよそ1,160年前、嘉祥元年(848)天台座主三世慈覚大師によって開発されたといわれる湯村温泉をはじめ浜坂温泉、七釜温泉があり、海と山と温泉を包含する豊かな多自然環境を有している。

交通網は、JR山陰本線、国道9号、国道178号を幹線として住民の日常生活や産業経済活動が営まれ、関西主要都市である京阪神地域へは150キロメートル圏内にあり、海水浴やスキー、温泉等へのレジャーで年間約130万人の観光客が訪れ、但馬地方の中にあっても、常に観光客数が上位に位置する県内有数の観光地となっている。

地場産業においては、高温で豊富な湧出量を誇る湯村温泉と、古くから湯治に利用されている七釜温泉を基にした観光業や、北部日本海で漁獲量が全国上位を占める漁業、水産加工業が盛んであるほか、山間地域では全国和牛の改良素牛として有名な但馬牛の生産地として知られている。

しかし近年、若年層人口の減少による高齢化が進む中、特に農林水産業を中心に労働

力の低下が懸念されている。

兵庫県の北部、鳥取県境の扇ノ山山麓で町の南部に広がる上山高原は、ブナなど落葉広葉樹の森が取り囲み、イヌワシやツキノワグマなどに代表される貴重で豊かな生態系を育んでいる。この上山高原と麓の集落などを舞台に、自然環境の保全や、環境と共生した暮らしを学び実践する場づくりを、地域住民はじめ多様な主体の参画と協働により進めていくため、「特定非営利活動法人上山高原エコミュージアム」が組織され活動している。また、海岸部は、国の名勝・天然記念物「但馬御火浦」などをはじめ、日本海特有の荒波に侵食されてできた数々の同門や奇岩怪石、断崖絶壁などダイナミックな景観が続き、四季を通じて美しく雄大な自然の神秘を堪能させてくれる国立公園に指定されており、このすばらしい自然景観と地球の持つ神秘さを学ぶことができる山陰海岸を、国連教育科学文化機構（ユネスコ）のプログラムの一つである世界地質公園「ジオパーク」として認証を得るための取り組みが進めてられている。

このような現状をふまえ、新温泉町では、まちづくり計画の基本理念として「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷」を掲げ、当地域の豊かな資源を生かすことにより、当地域が近畿と山陰の結節点であり、歴史・風土、文化産業を相互に密着する中で、近隣都市をはじめとする周辺地域との交流を促進し、高齢化に悩む農林水産業の活性化を図るとともに、森林整備を通じて雇用の確保や関連する地場産業の育成等に取り組むこととしている。

本地域再生計画は、兵庫県及び新温泉町が一体となってこれらの推進を図ることにより、中山間地域の活性化及び生活環境基盤の整備を推進するものである。

#### 目標 1) 地域間交流の活性化による交流人口の増加

平均的数値である 130 万人から、景気の低迷とともに下降している町への入込者数について、減少に歯止めをかけ 134 万人(約 3%増)への増加を目標とする。

単位：千人

| 年    | H10   | H11   | H12   | H13   | H14   | H15   | H16   | H17   | H18   |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 入込者数 | 1,363 | 1,334 | 1,258 | 1,299 | 1,341 | 1,288 | 1,292 | 1,315 | 1,271 |

目標 2) 効率的・効果的な森林整備の推進

林道池ノ尾線の開設整備に伴い、計画的な利用区域内森林の森林整備を以下の指標により実施するものとする。

池ノ尾線の利用区域・・・・1,659 ha (蓄積 291 千 $m^3$ )

人工林： 817 ha (蓄積 187 千 $m^3$ )

天然林： 842 ha (蓄積 104 千 $m^3$ )

利用区域内森林の森林整備森林計画面積

単位：ha

| 整備事業種 | 実績      | 計画      | 計       |
|-------|---------|---------|---------|
|       | H15～H19 | H20～H24 | H15～H24 |
| 主伐    | 0       | 0       | 0       |
| 間伐    | 18.1    | 20.0    | 38.1    |
| その他保育 | 68.0    | 80.0    | 148.0   |
| 計     | 86.1    | 100.0   | 186.1   |

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

「林道池ノ尾線」は「上山高原エコミュージアム地域」と「ジオパーク地域」を結ぶ鳥取県境周辺の広大な奥地森林を南北に連絡するもので、この林道整備により利用区域内の森林整備作業の効率化が図られることから、造林事業の拡大が可能となり、林業を中心とした産業の活性化が期待できる。そして、この2つの地域の連絡は、それぞれの活動が自然環境の保護保全を基にしていることから、相互間での活性化が図られると共に、交流活動の促進・交流人口の増加が見込める。

また、「町道二日市古市線」は、町の北側に位置する国道 178 号線と県道浜坂井土線の2つの幹線を結ぶ主要地方町道であり、二日市にある公立浜坂病院（第二救急医療施設）並びに町営の介護老人施設、保健センターなど医療・保健・福祉拠点へのアクセスルートとなっているほか、中心的観光地である七釜温泉の交通の要となっている。この道路の整備は、町内の交通アクセスの利便性向上に加え、国道 9 号線から豊岡市方面への幹線交通の整備も役割も果たし、広域化する生活圏の活動の活性化につながると考えられる。

よって、林道池ノ尾線、二日市古市線の連携した整備により、「海岸ゾーン」と「高原ゾーン」その間に位置する「森ゾーン」「観光ふれあいゾーン」の相互アクセスの利便性向上と、それに伴う「上山高原エコミュージアム」や「ジオパーク構想」の活動の活性化、都市・近隣を含めた地域間交流の促進を図り、そこから生まれる交流人口の増加により、海・山・温泉の自然資源を活かした地場産業、とりわけ観光を中心とした地場産業の活性化による地域再生目標の達成を行う。

## 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

### 道路整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 町道：二日市古市線…道路法に規定する町道に昭和61年3月26日に認定済み。
- ・ 林道：森林法による円山川地域森林計画（平成17年4月1日）に路線を記載。

#### 【施設の種類（事業区域）、実施主体】

- ・ 林道（新温泉町の全域） 兵庫県
- ・ 町道（新温泉町の全域） 新温泉町

#### 【事業期間】

- ・ 町道（平成21年～24年度）、林道（平成20年～22年度）

#### 【整備量及び事業費】

- ・ 町道 0.5km 、 林道 4.3km
- ・ 総事業費 1,046,000千円（うち交付金523,000千円）  
（内訳）町道… 294,000千円（うち交付金147,000千円）  
林道… 752,000千円（うち交付金376,000千円）

## 5-3 その他の事業

### ○ 地域間の交流

- ・ 上山高原エコミュージアム

自然環境の保全や、環境と共生した暮らしを学び実践する場づくりを、地域住民はじめ多様な主体の参画と協働により進め、都市住民との交流を強める。

### ○ ジオパーク構想の推進

山陰海岸を国連教育科学文化機構（ユネスコ）のプログラムの一つである世界地質公園「ジオパーク」認証への取り組みを進め、美しい地質遺産を含む自然公園

の保護保全を図りながら、ジオツーリズムと呼ばれる観光の促進などを通じて、地域の活性化や地域経済の発展を目指す。

○ 町外との交流及び地場産業の活性化

交流環境や条件の整備、意識の高揚・醸成に努め、地域の資源や歴史・文化を活用し、交流基盤の拡大を図る。特に都市交流における地域産業への波及効果を高めるため、都市部でのアンテナショップの設置などにより情報発信や直売活動の場を進め、地場産業の活性化及び誘客の拡大を図る。

○ 多様な森林資源の整備活用促進

・ 造林事業（国庫補助事業）

下刈・枝打ち・除間伐等、総合的な保育施業のほか、林道・作業道の開設を図るなど、森林整備における総合的な事業の展開。

・ 新ひょうごの森づくり（県単独事業）

県・町が連携し、公的管理による間伐事業を推進

地域の自然植生を生かした里山林整備の促進

森林環境教育等の普及啓発の推進

○ 地域の特性に合わせたゾーニング

- ・ 新町の土地利用及び都市構造を、点、線、面の視点から、核（都市機能の点的な集約）、軸（ある一定の幅を持って束ねられた都市機能の線的な集積）、ゾーン（土地利用の面的な広がり、まとまり）で設定。各地域の特徴を活かしたゾーニングを行い、相互に補完しながら連携・交流を図る（別添イメージ図）。

6 計画期間

平成 20 年度～平成 24 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、この計画期間終了後に必要な調査を個別に行い、現状を把握し目的の達成状況の評価、またその時点での改善すべき事項の

検討等を行う事とする。

- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項  
該当なし